

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

## 静岡厚生年金 事案 1327

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成4年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月22日から同年7月27日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及びA事業所の回答により、申立人が平成4年6月22日から当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を平成4年7月27日としたのは間違いだったと思われる。」と回答していることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和21年10月20日に、資格喪失日に係る記録を22年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を21年10月から22年1月までは210円、同年2月から同年6月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から19年10月1日まで  
② 昭和21年10月20日から22年7月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。しかし、A事業所で勤務していたことは確かであり、申立期間②で一緒に勤務した元同僚は厚生年金保険の加入期間があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A事業所の複数の元同僚は、「申立人は正社員のB課事務員として申立期間に勤務していた。」と証言している。また、前述の元同僚のうちの一人は、「申立人とは家が近かったため、毎朝一緒に出勤していた。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該元同僚は申立期間②において厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認できることから、申立人は当該期間に継続してA事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立人がA事業所のB課で自分と同様の業務に従事していたとして氏名を挙げた元事務員は、オンライン記録によれば、申立期間②において厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認できる上、別の元事務員は、「現場事務を行っていた自分でさえ厚生年金保険に加入しており、ましてやB

課の事務員だった申立人が、厚生年金保険に加入していないということは考えられない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた元同僚の社会保険事務所の記録から、昭和 21 年 10 月から 22 年 1 月までは 210 円、同年 2 月から同年 6 月までは 600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明のため、これを確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 10 月から 22 年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、当時、申立人の家の隣に住んでいたと述べる者は、「A 事業所に通勤する申立人を度々見かけた。」と証言しており、申立人が A 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、昭和 17 年 6 月 1 日に施行された労働者年金保険法では、男子筋肉労働者のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、「事務職で採用されたが、申立期間①当時は、現場を知る必要があるということで現場に配属された。完成した製品を箱に詰め、その箱を牛車で最寄り駅まで運搬する仕事をしていた。職人として機械類を扱う作業には従事していなかった。」と述べており、申立人が述べる勤務内容から判断すると、労働者年金保険法の被保険者の対象ではなかったものと考えられる。

また、申立期間①当時、A 事業所で勤務していた複数の元従業員に聴取したが、申立人が事務員として勤務していたことは記憶しているものの、現場作業に従事していたとの証言を得ることができなかった。

さらに、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明のため、労働者年金保険料の控除の状況について確認できる資料及び証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年10月21日）及び資格取得日（昭和46年2月9日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月21日から46年2月9日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録の照会をしたところ、申立期間について年金記録の確認ができなかった。

申立期間については、グループ企業内の在籍出向であり、継続して勤務していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所において昭和38年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、45年10月21日に資格を喪失し、46年2月9日に同社において再度資格を取得しており、45年10月から46年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B事業所（A事業所が名称変更）の回答及び人事記録並びに健康保険組合の保管する事業所管理台帳により、申立人は申立期間について、A事業所に在籍しながら、グループ企業であるC事業所に出向していた期間であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所に継続して在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所で継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び元事業主が提出した給料支払明細書並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から32万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、平成10年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、当該事業所に係る商業登記簿謄本により当該事業所の設立年月日が同年5月15日であることが確認できることから、当該事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、A事業所は厚生年金保険法の適用事業所の

要件を満たしていたにもかかわらず、事業主は、「社会保険事務所への適用の届出が遅くなり、適用年月日が平成 10 年 7 月 1 日となってしまった。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 10 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月22日から同年7月12日まで  
社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、申立期間について被保険者記録の確認ができなかった。

申立期間については、A事業所に継続勤務していることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所(A事業所の承継事業所)から提出された人事記録及び当該事業所の、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」との回答から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B事業所は、申立期間については、A事業所からの給与支給対象期間であり、当該事業所において、資格喪失日を昭和46年7月12日とすべき扱いであったとの証言を得ていることから、申立人に係るA事業所における資格喪失日を同年7月12日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和46年5月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、厚生年金保険の記録における資格喪失

日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主は、当該社会保険事務所の記録どおりの資格喪失の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間①の標準賞与額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成19年12月17日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①に係る賞与の記録については、2万2,000円となっており、申立期間②に係る賞与の記録については、記録が無いとの回答を得た。

申立期間①及び②に係る賞与支払明細書があり、申立期間に係る賞与の支給額と厚生年金保険料の控除が確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、当該期間において、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②について、A事業所が保管する賞与の給与台帳により、申立人は、当該期間において、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間②に係る賞与支払届を提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月17日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月2日から39年4月10日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、申立期間前の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるが、申立期間については脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、昭和41年7月5日に申立期間の被保険者記号番号を申立人が受給を認めている期間の被保険者記号番号に重複整理している記録が確認できる上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、同年7月に氏名変更の記録が確認でき、脱退手当金が同年8月26日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複取消及び氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 31 日から 4 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間に、会社都合で、A事業所からグループ会社であるB事業所に異動したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所からB事業所に異動したが、退職届を出した覚えがないので、申立期間はA事業所に勤務していたはずだ。」と主張している。

しかし、A事業所の社員名簿において申立人は、同事業所を平成 3 年 12 月 30 日に退職したと記録されており、この記録は雇用保険の加入記録と一致する。

また、A事業所の保管する「被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失日を、平成 3 年 12 月 31 日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる。

さらに、A事業所の役員は、「申立人は、当社を一旦退職し、B事業所で改めて採用する形をとった。退職月の厚生年金保険料の控除は行っていない。」と回答している。

加えて、C事業所（B事業所が社名変更）の人事担当者は、「申立人について、グループ会社であるA事業所からB事業所に転籍した記録がある。転籍の場合は、前職場を退職して当社に入社することになっており、社会保険の取扱いが継続としないようにしていたので、申立人がA事業所を退職した月の厚生年金保険料の控除は行っていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

申立期間前に勤務していた厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受け取った記憶があるが、申立期間については脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、申立期間に係る事業所を退職した約2か月後の昭和51年5月20日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年7月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨が記載されているとともに、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和51年7月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に平成 4 年 5 月 31 日まで勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「複数の元同僚も、私の厚生年金保険の記録と同様、被保険者資格喪失日が退職日と記憶する日と同じ日になっていることが分かった。月末まで勤務したことは確かである。」と主張している。

しかし、雇用保険の加入記録において、申立人はA事業所を平成 4 年 5 月 30 日に離職したと記録されており、離職票の交付と雇用保険の基本手当の受給が確認できる。

また、B事業所（A事業所が名称変更）の人事担当者は、「当社が保管する人事資料では、申立人は平成 4 年 5 月 30 日が退職日と記録されており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除は行っていないはずである。」と回答している。

さらに、申立人は、平成 4 年 5 月 31 日に国民年金に加入し、同年 5 月の国民年金保険料を納付していることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 20 日から 58 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
雇用保険の加入記録より、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録より、申立人が申立期間にA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は申立期間当時、夫が加入している共済組合において、夫の被扶養者になっていることがB共済組合C支部の回答より確認できる。

また、商業登記簿謄本によれば、A事業所は任意包括適用事業所としての対象業種であることが確認でき、オンライン記録において、A事業所は厚生年金保険適用事業所として確認できなかった。

さらに、申立期間当時の役員は、「厚生年金保険は、会社の経営が軌道に乗ったら加入するので、それまでは国民年金に加入するようにと事業主に言われたことがある。」と述べている。

加えて、オンライン記録によれば、申立期間当時、事業主を含め、A事業所に勤務していたとされる複数の者は当該期間において国民年金の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年12月まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間も継続してA事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人がA事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人のA事業所における在籍期間及び申立期間における勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

また、A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の記録は、昭和43年9月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、当該原票には、同年9月5日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

さらに、A事業所は既に廃業しており、申立期間当時の事業主とは連絡をとることができず、申立期間同時に経理担当をしていたとされる廃業時の事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 60 年 12 月まで  
(A 事業所)  
② 昭和 61 年 7 月から平成 8 年 5 月まで  
(B 事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所及びB事業所で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人が記憶する所在地にA事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、A事業所があったとされる所在地にある類似する名称のC事業所の元事業主に照会したところ、「申立人のことは分からないが、申立人が班長だったと主張する者は、当社の従業員ではなく下請け業者であった。個人事業主だったので、厚生年金保険には加入していないと思う。」と回答している。

さらに、前述の班長とされる者は、オンライン記録から特定することができず、証言を得ることができなかった。

なお、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、新規適用年月日である昭和 51 年 6 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人が記憶する所在地にB事業

所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該事業所があったとされる所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、申立人は、B事業所が経営するD業の店で勤務していたと主張しており、当該事業所があったとされる所在地にあるD業の団体であるE会に照会したところ、「昭和60年ごろの名簿に、F事業所の代表者として申立人が社長だったと記憶する者の氏名がある。」と回答していることから、オンライン記録により、F事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所を確認したが、申立人が記憶する所在地には確認することができず、その所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

さらに、申立人が記憶するB事業所の社長とされる者は、オンライン記録から特定することができず、証言を得ることができなかった。

加えて、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録は確認ができない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1340

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 23 日から 44 年 6 月 29 日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 7 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1341

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 2 月まで

社会保険事務所 (当時) に厚生年金保険被保険者照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

妻から申立期間に兄と一緒にA事業所に住込みで働いていたと聞いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録を有することが確認できる複数の同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことはいかがわれる。

しかし、上述のA事業所の同僚は、「申立人が兄と共に勤務していたことを覚えているが、具体的な勤務期間や、厚生年金保険の加入の有無については分からない。」「申立事業所に勤務していたのは、ほとんどが女性従業員であったが、社会保険に加入していない女性従業員もいたと思う。」と述べている。

また、B事業所 (A事業所が名称変更) の事業主は、「申立期間当時の社会保険関係の資料は残っておらず、社会保険事務を担当していた先代の事業主は死亡しているため、厚生年金保険の適用について分かる者はいないが、給与の手取り金額が減るため、厚生年金保険に加入していなかった従業員もいたと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 32 年 4 月 2 日から 33 年 3 月 1 日までの期間、他の事業所において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、33 年 3 月 1 日からA事業所が適用事業所でなくなった 35 年

5月25日までに当該事業所での被保険者記録が確認できる女性従業員に照会したところ、「私は新卒で公共職業安定所の紹介で他の1名と共に同事業所に採用されたが、申立人は中途採用の従業員であったため、厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 2 月 18 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、昭和 46 年 4 月に A 事業所に入社し、正社員として厚生年金保険料を支払っていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司及び同僚は既に亡くなっているため聴取することはできないものの、申立人の A 事業所に入社した経緯及び証言は、詳細かつ具体的であり、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことがわかる。

しかし、A 事業所が発行した申立人に係る「昭和 46 年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」によれば、同年中は、給与所得者ではなく、厚生年金保険料の控除が確認できず、B 事業所（A 事業所が名称変更）の元事業主（申立期間当時の事業主の息子）は、「申立人のような C の仕事をしてきた者へは外注費として報酬を支払っていたので、社会保険に加入させることはできなかった。本人が希望し、会社が加入させると判断した場合には、社会保険労務士に加入手続を依頼していた。」と回答している。

また、A 事業所の厚生年金保険被保険者であった申立人と同じ C の仕事をしてきた者は、「私は入社して、数年間は厚生年金保険に加入していなかった。その後、自ら希望して厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、A 事業所はすでに解散しており、申立期間当時の事業主は死亡しているほか、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の申立期間の加入記録は確認できず、「厚生年金保険被保険者証」により確認できる同事業所における資格取得日は昭和 47 年 2 月 18 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。